

『子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業』 公募Q & A

※必要に応じて随時更新を行います。

Q 1 1つの団体で複数の事業を応募することは可能ですか。

A 1 可能です。ただし採択にあたっては、地域や分野の均衡性を考慮することがあります。

Q 2 1事業当りの上限金額は。

A 2 上限額はありません。ただし、採択額は予算の範囲内で決定します。

Q 3 事業の委託先は地方公共団体も可となっていますが、教育委員会からの応募も可能ですか。

A 3 可能です。ただし、申請の代表者名は首長名となります。

Q 4 地方公共団体の文化芸術関係の部局以外からの応募は可能ですか。

A 4 可能です。ただし、その場合は、文化芸術関係の部局に事前に連絡しておくなど、各地方公共団体において連絡調整を行ってください。

Q 5 事業規模（参加人数）や開催回数・時間に制約はありますか。

A 5 「A. 体験型イベント事業」については、特に制約は設けていません。1日程度のイベントとして実施する他、複数の伝統文化等を、テーマ毎に1時間程度の教室として複数日に分けて実施する事業なども対象となります。なお、参加人数は実施する事業の規模に見合った規模で実施してください。

「B. 教室連携事業」については、原則、おおむね10教室以上を取りまとめる事業とし、「令和3年度伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の開催回数・時間にある程度準じるものとします（1回あたりの教室時間が45分程度を目安に5回以上であり、さらに開催日数は3日以上）。ただし、本事業においては、子どもの参加人数の規模に応じた教室の上限額は設けず、一律500千円までとします。

また、A・Bともに、学校の授業にあたる時間帯等を利用して実施するなど、学校の授業の一環として開催することはできません。

Q 6 教室を開催する会場に制約はありますか。

A 6 特に制約は設けていません。地域の市民会館等の文化施設の他、商業施設や社会体育施設、公民館など、親子で参加しやすい会場で実施してください。

Q 7 教室の参加者に制約はありますか。

A 7 原則、小学校1年生から中学校3年生の子供及びその親（保護者）を対象としてください。

なお、同時に、Aタイプについては、地域の高齢者や地元の学校の教員等の参加も可能です。

Q 8 人件費、謝金や旅費の単価基準を教えてください。

A 8 人件費、謝金の単価や旅費の支給基準については、原則、募集案内に記載のある単価表及び文化庁の基準を準用いただきます。ただし、実施主体が地方公共団体の場合、地方公共団体の基準を準用いただいても構いません。その際は、基準となる単価表等の提出をお願いします。

出演料にあたる謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該出演者とする必要性や金額の妥当性について確認させていただきますので、基準となる考え方を示した単価表等の提出をお願いします。

また、既に雇用している職員の人件費については、通常従事している業務と本事業実施に係る業務を区別していることを明確にする必要があります。よって、委託完了報告の際には本事業に従事している証拠書類を整えて提出していただくことになりますので、ご留意願います。(給与明細、出勤日報など)

Q 9 実行委員会から民間事業者等へ再委託することは可能ですか。

A 9 可能ですが、再委託が事業費の9割以上を占めるような過度な再委託は原則認められません。

Q 10 華道体験の花代や郷土食体験の材料費などは対象経費となりますか。

A 10 事業を実施する上で必要なものであれば、参加者の原材料等は原則対象経費として認められます。ただし、あまりに高額なものや必要性が認められないものは内容を確認させていただきます。

Q 11 採択された場合、概算払いを希望することは可能ですか。

A 11 可能です(地方公共団体単体事業を除く)。ただし、契約後、文化庁が委託した子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業の事務局(以下、「事務局」という。)に対し、概算払希望に係る委託費支払計画書等を提出する必要があります。概算払は書類提出後、審査を実施し、6月以降順次の実施となります。

Q 12 採択された場合、事業実施に向けた内部調整のため、契約締結日を調整することは可能ですか。

A 12 国の契約上、日付を遡ることはできませんが、内部調整が終わる時期まで契約をお待ちすることは可能です。その際は事務局に事前にご相談願います。

Q 13 採択された場合、すぐに事業を開始することは可能ですか。

A 13 採択後、事務局を担当する業者との間で、委託契約を締結し、契約書を取り交わ

す必要があります。採択後に事業計画書等の必要書類を提出していただき、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、原則、採択後、契約手続きを行った後でないと事業に着手できません。

Q14 事業の内容（公募要領4（2））に「伝統文化親子教室事業（教室実施型）の実施教室数が少ない地域で実施すること」とありますが、基準はありますか。

A14 市町村の規模で、実施している教室が5件以下程度の地域を想定しています。

Q15 事業の内容（公募要領4（2））に「教員が伝統文化等について子供たちに効果的に伝えていくために必要な基本的な知識の習得や体験をする機会を設けること」とありますが、教員のみを対象とした事業を実施することは可能ですか。

A15 可能です。なお、あくまで自己研鑽を目的とする、希望者を対象とした任意の事業として実施してください。

Q16 対象となる教員に制限はありますか。

A16 原則、小学校及び中学校、特別支援学校の教員を対象とします。高等学校等の教員のみを対象とした事業は対象となりませんが、小学校及び中学校の教員と一緒に参加することは可能です。

Q17 対象となる分野のうち、複数分野ではなく、1分野のみを対象とした事業を実施することは可能ですか。（2月19日更新）

A17 可能です。ただし、「A. 体験型イベント事業」において、1時間程度の教室を複数日に分けて講座型の教室を実施する場合、その分野を段階的に学べるような内容にするなど、同一内容にならない工夫していただくことが望ましいです。